

第16号議案

京都府立少年自然の家の今後のあり方について

京都府教育委員会基本規則第17条第6号の規定により、別紙のとおり提出します。

平成24年4月10日

教育長 田原 博明

提出理由

京都府立少年自然の家の今後のあり方について、基本的な方針を定めるため提出するものである。

## 京都府立少年自然の家の今後のあり方について

### 1 京都府立南山城少年自然の家の廃止

京都府立南山城少年自然の家を廃止し、京都府立るり溪少年自然の家にその機能を集約する。

### 2 廃止時期

平成25年11月30日（利用は10月31日まで）

### 3 その他

- (1) 京都府立少年自然の家条例の改正について議会の議決を経て、関係規則の改正を行う。
- (2) 建物の処分については、今後土地の所有者である南山城村と協議する。
- (3) るり溪少年自然の家については、青少年教育に限らず広く社会教育の中核施設として活用されるよう事業内容等の充実について検討する。

#### 【廃止理由等】

府立少年自然の家は、設置以来児童生徒の集団宿泊体験活動の機会と場を多くの団体に提供し、子どもたちの健全育成に大きな役割を果たしてきた。

しかしながら、京都府社会教育委員会議の検討のまとめでは、多くの府民が利用できる体験・交流の中核施設として活用が期待されるとされた一方で、児童生徒数の推移や施設の築年数による老朽化等を勘案すると2施設を1施設にすることはやむを得ないとされたところである。

そのため、近隣施設の状況や地理的条件等を考慮して南山城少年自然の家を廃止して、その機能をるり溪少年自然の家に集約することとする。